

第 3 回秋田市空家等対策審議会での意見等に対する対応について

1 開催日時および開催場所

令和 7 年 1 月 2 6 日（水）午前 1 0 時から 秋田市役所第 2 委員会室

2 出席委員

秋田市空家等対策審議会委員 1 0 名

3 空家等対策に関する主な意見等および対応の方針

- (1) 計画の進捗管理における P D C A サイクルについて、この計画の空き家対策において、どの部分にあたるのか記載してはどうか。

【対応の方針】

- ・具体的な内容を記載する（パブリックコメント計画素案に反映済）
 - 6. 計画の進捗管理
 - 6-1. 計画の進捗管理（本文 P 3 5）

- (2) 空き家バンクの登録について、成約などの結果が今後につながるため、成約結果などを示してはどうか。

【対応の方針】

- ・空き家バンク開始当初からの登録および成約実績を掲載する（パブリックコメント計画素案に反映済）。
 - 2-4. 計画策定後の取組状況および評価（令和 6 年度から令和 7 年度）
 - (1) 計画の基本方針とその施策の取組状況
 - ③基本方針 3 空き家等の利活用の促進（本文 P 1 6）

- (3) 現在問題となっているクマ対策についても、住まいに関わるテーマとして計画に落とし込むことはできないか（住生活基本計画改定委員会意見）。

【対応の方針】

- ・改定作業中の住生活基本計画の記載と調整し、計画の課題、取組等に反映する。
 - 2-5. 空き家等の課題
 - (4) 課題 4 増加する管理が不適切な空き家等への対応
 - ①適正管理の啓発および支援（本文 P 2 0）

→ 3 - 2. 基本方針

表中 基本方針 4 管理が不適切な空き家等への対応の強化
一番下の項目 (本文 P 2 2)

→ 4. 空き家等対策の実施内容

4 - 1. 空き家等対策の実施内容

表中 基本方針 4 管理が不適切な空き家等への対応の強化

⑥ 空き家等への野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の未然防
止の促進 番号 5 0 および 5 1 (本文 P 2 5)

→ 4 - 2 空き家等対策の具体的な取組

(4) 基本方針 4 管理が不適切な空き家等への対応の強化

⑥ 空き家等への野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の未然防
止の促進 (本文 P 3 1)

※第 3 回審議会後にいただいたご意見

(4) 町内会に対する実態調査で把握した空き家数について、「管理が不適切な空き家」と「危険な空き家」の内訳の標記が分かりにくい。

例 町内会で把握している空き家 4,916戸

(うち不適切 1,592戸 そのうち危険 332戸)

【対応の方針】

・ 全体的に表現を改める。

例 町内会で把握している空き家 4,916戸

(このうち管理が不適切な空き家は1,592戸、その中で危険な空き家は332戸)

(5) 「管理不全空家等」と「管理不全な空き家等」の使い分けについて

【対応の方針】

- ・ 法に基づき認定や指導を行う空き家等を「管理不全空家等」、一般的な管理が行き届いていない空き家を「管理不全な空き家等」と使い分けていたところであるが、似たような表現で一般的に理解しがたいとの指摘
- ・ 一般的な管理が行き届いていない空き家については、「管理が不適切な空き家等」に表現を改め、全体的に修正する。